

官報 号外

平成二十七年九月十六日

○第百八十九回 参議院会議録第四十一号

平成二十七年九月十六日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四十二号

平成二十七年九月十六日

午前十時開議

第一 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案
(衆議院提出)

第二 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(島尻安伊子君登壇、拍手)

○島尻安伊子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ること等を目的とし、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に

関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、琵琶湖の総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にある要因、国の講ずる必要な財政上の措置の具体策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丸川珠代君。

長丸川珠代君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(丸川珠代君登壇、拍手)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設すること、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域医療連携推進法人制度創設の目的と必要性、地域医療連携推進法人の業務の在り方と内部統制の重要性、地域医療連携推進法人制度の導入に伴う地域医療への影響等

について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

百五十

反対

八十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
山崎 正昭君	奥石 東君	又市 征治君	竹谷とし子君	吉田 忠智君	佐々木さやか君
石川 博崇君	辰巳孝太郎君	河野 義博君	倉林 明子君	矢倉 克夫君	吉川ゆうみ君
紙 智子君	新妻 秀規君	江島 潔君	仁比 聡平君	若松 謙維君	横山 信一君
藤川 政人君	井上 哲士君	浜田 昌良君	山本 博司君	藤井 基之君	市田 忠義君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	長沢 広明君	衛藤 晟一君	赤池 誠章君	山谷えり子君
世耕 弘成君	山口那津男君	西田 実仁君	長谷川 岳君	宇都 隆史君	山下 雄平君
渡邊 美樹君	宮本 周司君	堀内 恒夫君	三宅 伸吾君	堀内 恒夫君	三宅 伸吾君
三木 亨君	堀井 巖君	石井 正弘君	大野 泰正君	大沼みずほ君	古賀友一郎君
三原じゅん子君	熊谷 大君	上野 通子君	赤石 清美君	小泉 昭男君	松村 祥史君
野村 哲郎君	末松 信介君	有村 治子君	林 芳正君	岡田 広君	鶴保 庸介君
岩城 光英君	高階恵美子君	平野 達男君	糸数 慶子君	青木 一彦君	脇 雅史君
谷 亮子君	羽生田 俊君	長峯 誠君	豊田 俊郎君	酒井 庸行君	島村 大君
高橋 克法君	滝波 宏文君	石井 準一君	山田 俊男君	森 まさこ君	古川 俊治君
丸山 和也君	丸川 珠代君	西田 昌司君	吉田 博美君	山本 順三君	片山さつき君
福岡 資麿君	溝手 顕正君	岸 宏一君	山崎 力君	山本 一太君	小坂 憲次君
森本 真治君	石上 俊雄君	石橋 通宏君	浜野 喜史君	柴田 巧君	山田 太郎君
江口 克彦君	蓮 舫君	井上 義行君	中野 正志君	東 徹君	行田 邦子君
田中 茂君	渡辺美知太郎君	清水 貴之君	山口 和之君	有田 芳生君	中西 健治君
藤巻 健史君	大島九州男君	水野 賢一君	儀間 光男君	水岡 俊一君	中山 恭子君
真山 勇一君	小見山幸治君	福山 哲郎君	小川 敏夫君	小野 次郎君	前川 清成君
小川 勝也君	北澤 俊美君	前田 武志君	寺田 典城君	塩崎 恭久君	望月 義夫君
山田 昭子君	中曾根弘文君	田中 直紀君	郡司 彰君	和田 政宗君	和田 茂君
田中 直紀君	杉本美恵子君	羽田雄一郎君	榛葉賀津也君	渡辺美知太郎君	清水 貴之君
尾辻 秀久君	神本美恵子君	羽田雄一郎君	渡辺美知太郎君	清水 貴之君	山口 和之君
尾辻 秀久君	神本美恵子君	羽田雄一郎君	渡辺美知太郎君	清水 貴之君	山口 和之君

議長の報告事項

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

長浜 博行君

補欠 林 久美子君

法務委員

前川 清成君

補欠 足立 信也君

外交防衛委員

清水 貴之君

補欠 小野 次郎君

財政金融委員

足立 信也君

補欠 前川 清成君

文教科学委員

尾立 源幸君

補欠 那谷屋正義君

環境委員

林 久美子君

補欠 長浜 博行君

予算委員

小野 次郎君

補欠 清水 貴之君

決算委員

大沼みずほ君

補欠 三木 亨君

行政監視委員

新妻 秀規君

補欠 杉 久武君

辞任

森屋 宏君

補欠 島田 三郎君

森本 真治君

補欠 藤末 健三君

議院運営委員

辞任

島田 三郎君

補欠 森屋 宏君

三木 亨君

大沼みずほ君

藤末 健三君

森本 真治君

杉 久武君

新妻 秀規君

辞任

阿達 雅志君

大沼みずほ君

蓮 舫君

江崎 孝君

平木 大作君

山口那津男君

藤巻 健史君

片山虎之助君

仁比 聡平君

山下 芳生君

中西 健治君

水野 賢一君

吉田 忠智君

福島みずほ君

主演 了君

山本 太郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第

四〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(厚生

労働委員長提出)(衆第四〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員藤末健三君提出明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問に対する答弁書(第二六九号)

参議院議員藤末健三君提出積極的平和主義の定義と英訳に関する質問に対する答弁書(第二七〇号)
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石井 準一君

辰巳孝太郎君

補欠

渡邊 美樹君

山下 芳生君

総務委員

辞任

石井 正弘君

江崎 孝君

林 久美子君

補欠

鴻池 祥肇君

白 眞勲君

長浜 博行君

厚生労働委員

辞任

白 眞勲君

渡邊 美樹君

補欠

江崎 孝君

石井 準一君

経済産業委員

辞任

渡邊 美樹君

山下 芳生君

補欠

辰巳孝太郎君

国土交通委員

辞任

鴻池 祥肇君

山谷えり子君

補欠

石井 正弘君

森屋 宏君

環境委員

辞任

長浜 博行君

森屋 宏君

補欠

山谷えり子君

議院運営委員

辞任

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

仁比 聡平君

補欠

紙 智子君

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員

辞任

猪口 邦子君

大沼みずほ君

森 まさこ君

江崎 孝君

山口那津男君

片山虎之助君

山下 芳生君

福島みずほ君

山本 太郎君

補欠

宮本 周司君

高野光二郎君

堂故 茂君

蓮 舫君

平木 大作君

川田 龍平君

仁比 聡平君

又市 征治君

主濱 了君

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案(衆第二四号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
中谷防衛大臣の答弁に関する質問主意書(連舫君提出)(第二八二号)
指定廃棄物の指定解除手続及び長期管理施設の詳細調査候補地選定の在り方等に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第二八三号)
集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された案件に関する再質問主意書(藤末健三君提出)(第二八四号)

我が国が武力攻撃を受けた場合に、攻撃を行った側の国への後方支援活動に対して自衛隊が攻撃できない理由に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二八五号)
海上幕僚監部防衛課及び幹部学校作戦法規研究室作成の資料「平和と安全法制案について」における「実際の運用を踏まえたイメージ」のリアリティに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二八六号)

海外における自衛隊の外国の軍隊等に対する後方支援実施による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二八七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
保険医療機関等の指導に関する再質問主意書(西村まさみ君提出)(第二八〇号)
「積極的平和主義」の認識に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第二八一号)
昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
渡邊 美樹君
補欠
石井 準一君

総務委員
辞任
鴻池 祥肇君
長浜 博行君
野田 国義君
寺田 典城君
補欠
石井 正弘君
林 久美子君
江崎 孝君
川田 龍平君

厚生労働委員
辞任
江崎 孝君
龍平君
寺田 典城君
補欠
野田 国義君
山口 和之君

経済産業委員
辞任
石井 準一君
補欠
渡邊 美樹君

国土交通委員
辞任
山口 和之君
補欠
行田 邦子君

環境委員
辞任
石井 正弘君
森屋 宏君
林 久美子君
補欠
鴻池 祥肇君
山谷えり子君
長浜 博行君

議院運営委員

辞任

山谷えり子君

補欠

森屋 宏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

馬場 成志君

補欠

高橋 克法君

那谷屋正義君

尾立 源幸君

紙 智子君

仁比 聡平君

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任

那谷屋正義君

補欠

神本美恵子君

川田 龍平君

片山虎之助君

又市 征治君

福島みずほ君

主濱 了君

山本 太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事

山下 芳生君

(山下芳生君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案(衆第三五号)審査報告書

医療法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種の取扱い及び子宮頸がん検診に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二八八号)

子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害の救済に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第二二八九号)

大森政輔元内閣法制局長官の参議院平和と安全法制特別委員会における参考人質疑の際の答弁内容に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二二九〇号)

徴兵制度の採用が完全には否定できないことに関する質問主意書(藤末健三君提出)(第二二九一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出学校における平和教育のより一層の充実に関する質問に対する答弁書(第二二七一号)

参議院議員牧山ひろえ君提出駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問に対する答弁書(第二二七二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問に対する答弁書(第二二七三号)

参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問に対する答弁書(第二二七四号)

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問に対する答弁書(第二二七五号)

参議院議員藤末健三君提出存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問に対する答弁書(第二二七六号)

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問に対する答弁書(第二二七七号)

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問に対する答弁書(第二二七八号)

参議院議員藤末健三君提出安全保護関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問に対する答弁書(第二二七九号)

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十六年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

審査報告書

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十五日

環境委員長 島尻安伊子

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることと鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十七年九月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

琵琶湖の保全及び再生に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることと鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策(以下「琵琶湖保全再生施策」という。)を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

二 琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項

三 その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項

3 基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐ

る状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体が多様な主体の参加と協力を得て策定し、及び実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(琵琶湖保全再生計画)

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を定めることができる。

2 琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 琵琶湖の保全及び再生に関する方針

三 琵琶湖の保全及び再生のための次に掲げる事項

イ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

ロ 水源の涵養に関する事項

ハ 生態系の保全及び再生に関する事項

ニ 景観の整備及び保全に関する事項

ホ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

四 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

五 琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する次に掲げる事項

イ 住民、事業者、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号))

第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十二条において同じ。等の多様な主体による協働の推進に関する事項

ロ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

六 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じて教育その他の教育の充実に関する事項

七 その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項

3 琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第九号)第二条第二項に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であつて琵琶湖に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係地方公共団体に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、琵琶湖保全再生計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第四条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第五条 関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充て

るために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第八条 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。の長(以下この項において「主務大臣等」という。))は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認める者を加えることができる。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調査研究等)

第九条 国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、前項の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 国及び関係地方公共団体は、前二項の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生

態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水質の汚濁の防止のための措置等)

第十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとつて極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖辺の自然環境の保全及び再生)

第十二条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境(水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境をいう。)の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため、ヨシ群落その他の在来植物(琵琶湖にその本来の生息地を有する植物をいう。)の群落、内湖(琵琶湖と水路によつてつながっている琵琶湖特有の湖沼をいう。)、砂浜、自然の湖岸等の湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来動植物による被害の防止)

第十三条 国は、琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオパナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物(次項において「外来動植物」という。)による生態系及び漁業に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、これらの捕獲等の防除が適確に行われるよう必要な支援をするものとする。

2 関係地方公共団体は、琵琶湖において生態系又は漁業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来動植物の防除を行うよう努めるとともに、その被害の防止に関する啓発活動その他その被害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(カワウによる被害の防止等)

第十四条 国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの防除措置等の有効な実施に関する技術的助言、情報の提供その他必要な支援をするものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水草の除去等)

第十五条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため、水草の除去、湖岸に漂着したごみ等の処理、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、湖底の底質の保全及び改善等に資する水産動物の種苗の放流その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産資源の適切な保存及び管理等)

第十六条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため、水産動物の種苗の放流、漁場の整備及び保全、琵琶湖に流入し又は琵琶湖から流出する河川等における魚道の整備及び適切な維持管理等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズムの推進等)

第十八条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖上交通の活性化)

第十九条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るため、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(景観の整備及び保全)

第二十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第二十一条 国及び関係地方公共団体は、農業者、漁業者、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発、琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び

学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の協働)

第二十二条 国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができるとする機会を提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(資料の作成及び公表)

第二十三条 政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生に関して講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ、適切な方法により公表しなければならない。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

審査報告書

医療法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年九月十五日

厚生労働委員長 丸川 珠代
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、病床の過剰な削減を防ぎ、医療機能の必要量の適切な推計に基づく地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域医療連携推進法人の認可及び監督を実施する都道府県に対し、適切な指針の提示、医療政策人材の育成等の必要な支援を行うこと。

二、地域医療連携推進法人が地域医療に及ぼす影響に鑑み、地域における医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進に当たっては、規模や資本の大小にかかわらず参加法人の意思が十分に尊重されるときに、地域住民に必要な医療が確保されるよう留意すること。

三、地域医療連携推進法人の代表理事については、医師又は歯科医師を選任することを原則とする。また、医師又は歯科医師以外の者を代表理事とする場合でも、営利法人等との利害関係、利益相反を嚴重にチェックし、医療の非営利性を損なわないようにすること。

第四十四条第二項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 理事会に関する規定
第四十四条第五項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める。
第六章第三節の節名を次のように改める。

第三節 機関

第六章第三節中第四十六条の二の前に次の款名を付する。

第一款 機関の設置

第四十六条の二を次のように改める。
第四十六条の二 社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

2 財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。

第四十六条の二の次に次の款名を付する。

第二款 社員総会

第四十六条の三を次のように改める。
第四十六条の三 社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項について決議をすることができる。

2 この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。
第四十六条の三の次に次の五条及び款名を加える。

第四十六条の三の二 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならぬ。

2 社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時社員総会を開かなければならぬ。

3 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

4 理事長は、総社員の五分の一以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれを下回る割合を定めることができる。

5 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

6 社員総会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十六条の三の三 社員は、各一個の議決権を有する。

2 社員総会は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

3 社員総会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

5 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 社員総会の決議について特別の利害関係を有する社員は、議決に加わることができない。

第四十六条の三の四 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について

必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条の三の五 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

2 社員総会の議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 社員総会の議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

第四十六条の三の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第五十七条の規定は、医療法人の社員総会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとする。

第三款 評議員及び評議員会
第四十六条の四を次のように改める。

第四十六条の四 評議員となる者は、次に掲げる者とする。

一 医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
二 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に關して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
三 医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
四 前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、医療法人の評議員となることができる。

一 法人
二 成年被後見人又は被保佐人
三 この法律、医師法、歯科医師法その他医

事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
3 評議員は、当該財団たる医療法人の役員又は職員を兼ねてはならない。

4 財団たる医療法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。
第四十六条の四の次に次の六条、四款及び款名を加える。

第四十六条の四の二 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員(第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けた医療法人にあつては、三人以上の評議員)をもつて、組織する。

2 評議員会は、第四十六条の四の五第一項の意見を述べるほか、この法律に規定する事項及び寄附行為で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする寄附行為の定めは、その効力を有しない。

第四十六条の四の三 財団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年一回、定時評議員会を開かなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会に、議長を置く。

4 理事長は、総評議員の五分の一以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請

平成二十七年九月十六日 参議院會議録第四十一号 医療法の一部を改正する法律案

求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。ただし、総評議員の五分の一の割合については、寄附行為でこれを下回る割合を定めることができる。

5 評議員会の招集の通知は、その評議員会の日より少なくとも五日前に、その評議員会の目的である事項を示し、寄附行為で定めた方法に従つてしなければならない。

6 評議員会においては、前項の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第四十六条の四の四 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議をすることができない。

2 評議員会の議事は、この法律に別段の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第四十六条の四の五 理事長は、医療法人が次に掲げる行為をするには、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算の決定又は変更

二 借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)の借入れ

三 重要な資産の処分

四 事業計画の決定又は変更

五 合併及び分割

六 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲げる事由による解散

七 その他医療法人の業務に関する重要事項として寄附行為で定めるもの

2 前項各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要する旨を寄附行為で定めることができる。

第四十六条の四の六 評議員会は、医療法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事長は、毎会計年度終了後三月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第四十六条の四の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三条の規定は、医療法人の評議員会について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとする。

第四款 役員の選任及び解任

第四十六条の五 医療法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、一人又は二人の理事を置けば足りる。

2 社団たる医療法人の役員は、社員総会の決議によつて選任する。

3 財団たる医療法人の役員は、評議員会の決議によつて選任する。

4 医療法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

5 第四十六条の四第二項の規定は、医療法人の役員について準用する。

6 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えないなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可

を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。

7 前項本文の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

8 監事は、当該医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

9 役員の任期は、二年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

第四十六条の五の二 社団たる医療法人の役員は、いつでも、社員総会の決議によつて解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、社団たる医療法人に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 社団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあつては、その割合以上の賛成がなければ、第一項の社員総会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。

4 財団たる医療法人の役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、その役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

5 財団たる医療法人は、出席者の三分の二(これを上回る割合を寄附行為で定めた場合)にあつては、その割合以上の賛成がなければ、前項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)の決議をすることができない。

第四十六条の五の三 この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員

員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、医療法人の業務が滞滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。

3 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第四十六条の五の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十二条及び第七十四条(第四項を除く。)の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する。この場合において、社団たる医療法人の役員の選任及び解任について準用する同条第三項中「及び第三十八条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「並びに当該評議員会の日時及び場所」と読み替へるものとする。

第五款 理事

第四十六条の六 医療法人(次項に規定する医療法人を除く。)の理事のうち一人は、理事長とし、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 第四十六条の五第一項ただし書の認可を受けて一人の理事を置く医療法人にあつては、この章(次条第三項を除く。)の規定の適用については、当該理事を理事長とみなす。

第四十六條の六の二 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十六條の五の三第一項及び第二項の規定は、理事長が欠けた場合について準用する。

第四十六條の六の三 理事は、医療法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

第四十六條の六の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條、第八十條、第八十二條から第八十四條まで、第八十八條（第二項を除く。）及び第八十九條の規定は、

社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事について準用する。この場合において、当該理事について準用する同法第八十四條第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八條第一項中「著しい」とあるのは「回復することができない」と読み替えるものとし、財団たる医療法人の理事について準用する同法第八十三條中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第八十八條の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項及び同法第八十九條中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 理事会 第四十六條の七 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 医療法人の業務執行の決定
二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選出及び解職
3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 重要な資産の処分及び譲受け
二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任
四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 社団たる医療法人にあつては、第四十七條の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第一項の規定による寄附行為の定めに基づく第四十七條第四項において準用する同条第一項の責任の免除

六 財団たる医療法人にあつては、第四十七條の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第一項の規定による寄附行為の定めに基づく第四十七條第四項において準用する同条第一項の責任の免除

第四十六條の七の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條から第九十八條まで（第九十一條第一項各号及び第九十二條第一項を除く。）の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会について準用する。この場合において、当該理事会について準用する同法第九十一條第一項中「次に掲げる理事」とあり、及び同条第二項中「前項各号に掲げる理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十五條第三項及び第四項並びに第九十七條第二項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財団たる医療法人の理事会について準用する同法第九十一條第二項、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項及び第三項並びに第九十六條中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第九十七條第二項中「社員は、

その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、財団たる医療法人の業務時間内は、いつでも」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十七條第二項及び第三項の許可については、同法第二百八十七條第一項、第二百八十八條、第二百八十九條（第一号に係る部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一條（第二号に係る部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定を準用する。

第七款 監事 第四十六條の八 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。
二 医療法人の財産の状況を監査すること。
三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後三月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事、社員総会若しくは評議員会又は理事会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の規定による報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六 財団たる医療法人の監事にあつては、第九十四條の規定による報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七 社団たる医療法人の監事にあつては、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるもの（次号において「議案等」という。）を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

八 財団たる医療法人の監事にあつては、理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査すること。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

第四十六條の八の二 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条第四号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第四十六條の七の二第一項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十三條第一項ただし書に規定する場合にあつては、同条第二項に規定する招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第四十六條の八の三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三条から第百六条までの規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人の監事について準用する。この場合において、財団たる医療法人の監事について準用する同法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同法第百五条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、

「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第八款 役員等の損害賠償責任

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 社団たる医療法人の理事又は監事は、その任務を怠つたときは、当該医療法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 社団たる医療法人の理事が第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて社団たる医療法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十六条の六の四において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条第一項の理事

二 社団たる医療法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 前三項の規定は、財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事について準用する。

第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第十二条から第十六条までの規定は、前条第一項の社団たる医療法人の理事又は監事の責任及び同条第四項において準用する同条第一項の財団たる医療法人の

評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する。この場合において、これらの者の責任について準用する同法第十三条第一項第二号及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとし、財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について準用する同法第十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第十三条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と、「社員」とあるのは「評議員」と、同条第五項並びに同法第十五条第一項及び第三項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同項及び同条第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 社団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、前項において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の社員総会の決議をすることができない。

3 財団たる医療法人は、出席者の三分の二（これを上回る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成がなければ、第一項において読み替えて準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員会の決議をすることができない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 医療法人の評議員又は理事若しくは監事（以下この項、次条及び第四十九条の三において「役員等」という。）がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第五十一条第一項の規定により作成すべきものに記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

第四十八条の二から第四十八条の四までを削る。

第四十九条から第四十九条の三までを次のように改める。

第四十九条 役員等が医療法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四十九条の二 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第二款の規定は、社団たる医療法人について準用する。この場合において、同法第二百七十八条第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「設立時社員、設立時理事、役員等」第一百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人となるのは「理事又は監事」と、同条第三項中「設立時社員、設立

時理事、役員等若しくは清算人」とあるのは「理事又は監事」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第二百八十条第二項中「清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第四十九条の三 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第六章第二節第三款の規定は、医療法人の役員等の解任の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百八十四条中「定款」とあるのは、「定款若しくは寄附行為」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十九条の四及び第五十条を削る。

第六十六条の三中「業務を監督する」を「主たる事務所の所在地の」に改める。

第六十七条第一項中「若しくは第五十七条第五項」を「第五十八条の二第四項（第五十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第六十条の三第四項（第六十一条の三において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第六十八条中「（平成十八年法律第四十八号）及び「第七十八条」を削り、「『残余財産』を『残余財産』に改め、「帰属させる」との下に「同法第八百六十八条第一項中『本店』とあるのは『主たる事務所』とを加える。」

第六章第六節を第九節とする。

第六章第五節の節名中「合併」を「清算」に改める。

第五十五条第一項第四号中「合併」の下に「合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第一項及び第五十六条の三において同じ。」を加える。

第五十六条の十二第三項中「医療法人の業務を監督する」を削る。

第五十六条の十六を削る。

第五十六条の十七第二項中「第五十六条の十

四及び第五十六條の十五」を「前二條に、「同條」を「前條」に改め、同條を第五十六條の十六とする。

第五十七條から第六十二條までを削る。

第六章第五節を同章第七節とし、同節の次に次の一節を加える。

第八節 合併及び分割

第一款 合併

第一目 通則

第五十七條 医療法人は、他の医療法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする医療法人は、合併契約を締結しなければならない。

第二目 吸収合併

第五十八條 医療法人が吸収合併(医療法人が他の医療法人とする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるもの)をいう。以下この目において同じ。をする場合に

は、吸収合併契約において、吸収合併後存続する医療法人(以下この目において「吸収合併存続医療法人」という。)及び吸収合併により消滅する医療法人(以下この目において「吸収合併消滅医療法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

第五十八條の二 社団たる医療法人は、吸収合併契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収合併をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収合併をすることができる。

3 財団たる医療法人は、吸収合併契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 吸収合併は、都道府県知事(吸収合併存続

医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事をいう。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五條第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第五十八條の三 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収合併に係る合併の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第五十八條の四 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収合併に対して異議を述べなかつたときは、吸収合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十八條の五 吸収合併存続医療法人は、吸

収合併消滅医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十八條の六 吸収合併は、吸収合併存続医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第三目 新設合併

第五十九條 二以上の医療法人が新設合併(二以上の医療法人がする合併であつて、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるもの)をいう。以下この目において同じ。をする場合に、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する医療法人(以下この目において「新設合併消滅医療法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地
二 新設合併により設立する医療法人(以下この目において「新設合併設立医療法人」という。)の目的、名称及び主たる事務所の所在地
三 新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項
四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第五十九條の二 第五十八條の二から第五十八條の四までの規定は、医療法人が新設合併をする場合について準用する。この場合において、第五十八條の二第一項及び第三項中「吸収合併契約」とあるのは、「新設合併契約」と、同条第四項中「吸収合併存続医療法人」とあるのは、「新設合併設立医療法人」と読み替へるものとする。

第五十九條の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十九條の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第五十九條の五 第二節(第四十四條第二項、第四項及び第五項並びに第四十六條第二項を除く。)の規定は、新設合併設立医療法人の設立については、適用しない。

第二款 分割

第六十條 医療法人(社会医療法人その他の厚生労働省令で定める者を除く。以下この款において同じ。)は、吸収分割(医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。)をすることができる。この場合においては、当該医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該医療法人から承継する医療法人(以下この目において「吸収分割承継医療法人」という。)との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第一目 吸収分割

第六十條の二 医療法人が吸収分割をする場合には、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割をする医療法人(以下この目において「吸収分割医療法人」という。)及び吸収分割承継医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
二 吸収分割承継医療法人が吸収分割により吸収分割医療法人から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
三 前二号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第六十條の三 新設合併設立医療法人は、新設合併消滅医療法人の権利義務(当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六十條の四 新設合併は、新設合併設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十条の三 社団たる医療法人は、吸収分割契約について当該医療法人の総社員の同意を得なければならない。

2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができ、その旨がある場合に限り、吸収分割をすることができる。

3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 吸収分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十条の四 医療法人は、前条第四項の認可があつたときは、その認可の通知があつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 医療法人は、前条第四項の認可を受けた吸収分割に係る分割の登記がされるまでの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置き、その債権者から請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して

異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十条の六 吸収分割承継医療法人は、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割医療法人の権利義務（当該医療法人が行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割医療法人に対して、吸収分割医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、吸収分割医療法人の債権者であつて、前条第一項の各別の催告を受けなかつたものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、吸収分割承継医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第六十条の七 吸収分割は、吸収分割承継医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をする

ことによつて、その効力を生ずる。

第二目 新設分割

第六十一条 一又は二以上の医療法人は、新設分割（一又は二以上の医療法人がその事業に関し有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

2 二以上の医療法人が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の医療法人は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

第六十一条の二 一又は二以上の医療法人が新設分割をする場合には、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設分割により設立する医療法人（以下この目において「新設分割設立医療法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地

二 新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為で定める事項

三 新設分割設立医療法人が新設分割により新設分割をする医療法人（以下この目において「新設分割医療法人」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

四 前三号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

第六十一条の三 第六十条の三から第六十条の五までの規定は、医療法人が新設分割をする場合について準用する。この場合において、第六十条の三第一項及び第三項中「吸収分割契約」とあるのは「新設分割計画」と、同条第四項中「吸収分割医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と、「吸収分割承継医療法人」とあるのは「新設分割設立医療法人」と読み替えるものとする。

第六十一条の四 新設分割設立医療法人は、新設分割計画の定めに従い、新設分割医療法人の権利義務（当該医療法人が行う事業の用に供する施設に関しこの法律の規定による許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割医療法人に対して、新設分割設立医療法人が次条の分割の登記のあつた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、新設分割医療法人の債権者であつて、前条において準用する第六十条の五第一項の各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立医療法人に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立医療法人に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

第六十一条の五 新設分割は、新設分割設立医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令で定めるところにより分割の登記をすることによつて、その効力を生ずる。

第六十一条の六 第二節（第四十四条第二項、第四項及び第五項並びに第四十六条第二項を除く。）の規定は、新設分割設立医療法人の設立については、適用しない。

第三目 雜則

第六十二条 会社分割に伴う労働契約の承継等
 に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)第二
 条から第八条まで(第二条第三項各号及び第
 四、五、六、七、八各号を除く。)及び商法等の一部を
 改正する法律(平成十二年法律第九十号)附則
 第五条第一項の規定は、この法の規定により
 医療法人が分割をする場合について準用す
 る。この場合において、会社分割に伴う労働
 契約の承継等に関する法律第二条第一項及び
 第二項中「承継会社等」とあるのは「承継医
 療法人等」と、同項中「分割会社」とあるのは「分
 割医療法人」と、同条第三項中「次の各号に掲
 げる場合に応じ、当該各号に定める」とある
 のは「医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)
 第六十条の三第四項の認可の通知又は同法第
 六十一条の三において読み替えて準用する同
 法第六十条の三第四項の認可の通知のあつた
 日から起算して、二週間を経過する」と、同
 法第三条から第八条まで(第四条第三項を除
 く。)の規定中「分割会社」とあるのは「分割医
 療法人」と、「承継会社等」とあるのは「承継医
 療法人等」と、同法第四条第三項中「次の各号
 に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは
 「医療法第六十条の三第四項の認可を受けた
 吸収分割又は同法第六十一条の三において
 読み替えて準用する同法第六十条の三第四項
 の認可を受けた新設分割に係る分割の登記の
 あつた日の前日までの日で分割医療法人が」
 と読み替えるものとするほか、必要な技術的
 読替は、政令で定める。

項中「前二項」とあるのは「医療法(昭和二十三
 年法律第百二十五号)第六十二条の二において
 準用する次条第一項又は第二項」と、「前項」
 とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第三款 雜則

第六十二条の三 この節に特に定めるもののほ
 か、医療法人の合併及び分割に関し必要な事
 項は、政令で定める。

第六章第四節を同章第五節とし、同節の次に
 次の一節を加える。

第六節 定款及び寄附行為の変更

第五十四条の九 社団たる医療法人が定款を変
 更するには、社員総会の決議によらなければ
 ならない。

2 財団法人たる医療法人が寄附行為を変更するに
 は、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなけ
 ればならない。

3 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で
 定める事項に係るものを除く)は、都道府県
 知事の認可を受けなければ、その効力を生じ
 ない。

4 都道府県知事は、前項の規定による認可の
 申請があつた場合には、第四十五条第一項に
 規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の
 手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反
 していないかどうかを審査した上で、その認
 可を決定しなければならない。

5 医療法人は、第三項の厚生労働省令で定め
 る事項に係る定款又は寄附行為の変更をした
 ときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄
 附行為を都道府県知事に届け出なければなら
 ない。

6 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附
 行為の変更により、残余財産の帰属すべき者
 に関する規定を設け、又は変更する場合につ
 いて準用する。

第五十条の二を第五十条とし、同条の前に次

の節名を付する。

第四節 計算

第五十一条の二第二項第二号中「第四十六条
 の四第七項第三号」を「第四十六条の八第三号」
 に改める。

第七十六条中第十号を第十二号とし、第九号
 を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第八
 号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 第五十八条の三第二項(第五十九条の二
 において準用する場合を含む)又は第六十
 条の四第二項(第六十一条の三において準
 用する場合を含む)の規定による書類の備
 付けを怠り、その書類に記載すべき事項を
 記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は
 これらの規定による閲覧を拒んだとき。

十 第五十八条の四第一項若しくは第三項
 (これらの規定を第五十九条の二において
 準用する場合を含む)又は第六十条の五第
 一項若しくは第三項(これらの規定を第六
 十一条の三において準用する場合を含む)の
 規定に違反して、吸収合併、新設合併、
 吸収分割又は新設分割をしたとき。

第七十六条中第六号を第七号とし、第五号を
 第六号とし、第四号を削り、同条第三号中「第
 五十二条第三項又は第五十二条第一項」を「第五
 十二条第一項又は第五十二条の九第五項」に改
 め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に
 次の二号を加える。

三 第四十六条の三の六において準用する一
 般社団法人及び一般財団法人に関する法律
 第五十七条第二項から第四項まで、第四十
 六条の四の七において準用する同法第百九
 十三条第二項から第四項まで若しくは第四
 十六条の七の二第二項において準用する同
 法第九十七条第一項から第三項までの規定
 による議事録の備付けを怠り、これに記載
 し、若しくは記録すべき事項を記載せず、

若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若
 しくは記録をし、又はこれらの規定による
 閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

四 第五十一条の二の規定による書類の備付
 けを怠り、その書類に記載すべき事項を記
 載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正
 当の理由がないのに同条の規定による閲覧
 を拒んだとき。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条」を「第六十九条」に、
 「第七章 雑則(第七十一条の二―第七十七
 条)」を「第八章 罰則(第七十一条の七―第七
 十七条)」と改める。

「第七章 地域医療連携推進法人
 第一節 認定(第七十条―第七十二条)
 第二節 業務等(第七十三条―第七十七
 条)」を「第八章 監督(第七十条―第七十二
 条)」と改める。

「第八章 監督(第七十条―第七十二
 条)」を「第九章 罰則(第七十三―第七十六
 条)」と改める。

第六条の五第一項第五号の次に次の一号を加
 える。

五の二 地域医療連携推進法人(第七十条の
 五第一項に規定する地域医療連携推進法人
 をいう。第三十条の四第十項において同
 じ。)の参加病院等(第七十条の二第二項第
 二号に規定する参加病院等をいう。)である
 場合には、その旨

第三十条の四第八項及び第九項中「第十五項」
 を「第十六項」に改める。

第三十条の四中第十五項を第十六項とし、第
 十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第
 九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県は、第十六項の規定により当該都
 道府県の医療計画が公示された後に、地域医

療連携推進法人の参加法人(第七十条第一項に規定する参加法人をいう。)から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があった場合において、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第二項第十四号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

第四十六条の四の六第二項を削る。

第五十条中「会計は」の下に、「この法律及びこの法律に基づく厚生労働省令の規定によるほか」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十条の二 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 医療法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

第五十一条第一項中「損益計算書」の下に「関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。)との取引の状況に関する報告書」を加え、同条第三項中「社会医療法人(厚生労働省令で定めるものに限る。)」の理事長を「第二項の医療法人」に、「損益計算書」を「損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、」に、「提出し」を「の監査を受け」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「理事は、事業報告書等を監事に提出し」を「医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受け」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から十年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。

6 医療法人は、前二項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第五十一条の二第一項中「社会医療法人」を「次項に規定する者に、」各事務所に「その主たる事務所に改め、」除いて「の下に、」厚生労働省令で定めるところにより「を加え、同条第二項中「社会医療法人は」を「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人(社会医療法人を除く。はに、」書類を各」を「書類第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。」をその主たる」に改め、「除いて」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、同項第二号中「前条第三項の社会医療法人にあつては、」を削り、同条に次の二項を加える。

3 医療法人は、第五十一条の二第一項の社員総会の日(財団たる医療法人にあつては、同条第五項において読み替えて準用する同条第一項の評議員会の日)の一週間前日から五年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 前三項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用

する。この場合において、第一項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第二項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

第五十一条の二を第五十一条の四とする。

第五十一条の次に次の二条を加える。

第五十一条の二 社団たる医療法人の理事は、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第六項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。

3 第一項の規定により提出された事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書に限る。)は、社員総会の承認を受けなければならない。

4 理事は、第一項の規定により提出された事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書を除く。)の内容を社員総会に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、財団たる医療法人について準用する。この場合において、前各項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第二項中「社員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第五十一条の三 医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の承認を受けた事業報告書等(貸借対照表及び損益計算書に限る。)を公告しなければならない。

項の社会医療法人」を「第五十一条第二項の医療法人」に改める。

第七十条及び第七十一条を削る。

第八十七条を第百四条とし、第七十八条から第八十六条までを十七条ずつ繰り下げる。

第七十七条中「第四十条」の下に「又は第七十条の五第四項若しくは第五項」を加え、第八章中同条を第九十四条とする。

第七十六条中「又は清算人」を「若しくは清算人又は地域医療連携推進法人の理事、監事若しくは清算人」に改め、同条第十二号中「第六十四条第二項」の下に「(第七十条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十一号中「第三号とし、同条第十一号中「第六十三条第一項」の下に「(第七十条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、以下この号において同じ。」を加え、同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第五十六条の十第一項」の下に「これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)」を加え、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第五十六条の十第一項」の下に「これらの規定を第七十条の十五において準用する場合を含む。)」を加え、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第五十四条」の下に「(第七十条の十四において準用する場合を含む。)」を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第五十二条第一項又は第五十四条の九第五項」を「第五十二条第一項(第七十条の十四において準用する場合を含む。)」又は「第五十四条の九第五項(第七十条の十八第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第五十一条の二」を「第五十一条の四第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第二項(同条第四項第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同

じ。及び第七十條の十四において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。若しくは第三項(第五十一條の四第四項及び第七十條の十四において読み替えて準用する場合を含む。)に、「同条を第五十一條の四第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十一條の三(第七十條の十四において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第七十六條を第九十三條とし、第七十五條の三を第九十二條とし、第七十五條の二を第九十一條とする。

第七十五條中「第七十三條を第八十七條」に改め、同条を第九十條とする。

第七十四條を第八十九條とし、第七十三條の二を第八十八條とし、第七十三條を第八十七條とし、第七十二條を第八十六條とする。

第七十一條の十五中「第七十一條の八、第七十一條の十又は第七十一條の十一第一項を」第七十八條、第八十條又は第八十一條第一項に、「第七十一條の九」を「第七十九條」に改め、同条を第八十五條とする。

第七十一條の十四第一項中「第七十一條の七から第七十一條の九まで、第七十一條の十一第一項及び第七十一條の十二第一項を第七十七條から第七十九條まで、第八十一條第一項及び第八十二條第一項」に改め、同条第二項中「第七十一條の十一第二項及び第七十一條の十二第二項」を「第八十一條第二項及び第八十二條第二項」に改め、同条を第八十四條とする。

第七十一條の十三中「第七十一條の十一第一項」を「第八十一條第一項」に改め、同条を第八十三條とする。

第七十一條の十二を第八十二條とし、第七十一條の十一を第八十一條とし、第七十一條の十を第八十條とし、第七十一條の九を第七十九條とする。

とする。

第七十一條の八中「第七十一條の十一第一項」を第八十一條第一項に、「第七十五條の二」を「第九十一條」に改め、同条を第七十八條とする。

第七十一條の七を第七十七條とする。

第八章を第九章とする。

第七章中第七十一條の六を第七十六條とし、第七十一條の五を第七十五條とし、第七十一條の四を第七十四條とし、第七十一條の三を第七十三條とし、第七十一條の二を第七十二條とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 地域医療連携推進法人

第一節 認定

第七十條 次に掲げる法人(営利を目的とする法人を除く。以下この章において「参加法人」という。)及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所又は介護老人保健施設(以下この章において「病院等」という。)に係る業務の連携を推進するための方針(以下この章において「医療連携推進方針」という。)を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域(以下「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県(当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県)の知事の認定を受けることができる。

一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人

二 医療連携推進区域において、介護事業(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者)に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十條の七において同じ。)の構築に資する事業(以下この章において「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人

し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十條の七において同じ。)の構築に資する事業(以下この章において「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人

2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。

一 医療従事者の資質の向上を図るための研修

二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給

三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

第七十條の二 前条第一項の認定(以下この章において「医療連携推進認定」という。)を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

2 医療連携推進方針は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 医療連携推進区域

二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等(第四項及び第七十條の十一において「参加病院等」という。)相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項

三、前号に掲げる事項の目標に関する事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。

4 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等(参加法人が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第七十條の十一において同じ。)相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。

5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行うべき都道府県知事を定めなければならない。この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。

第七十條の三 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

一 医療連携推進業務(第七十條第二項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。)を行うことを主たる目的とするものであること。

二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員そ

の他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 医療連携推進方針が前条第二項及び第三項の規定に違反していないものであること。

六 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。

七 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

八 病院等を開設する参加法人の数が二以上であるものであることその他の参加法人の構成が第七十条第一項に規定する目的の次号及び第十号イにおいて「医療連携推進目的」という。）に照らし、適当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。

九 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

十 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができ得る事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

十一 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

十二 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としない旨を定款で定めているものであること。

十三 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。

ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。

ハ 理事のうち少なくとも一人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。

十四 代表理事を一人置いているものであること。

十五 理事会を置いているものであること。

十六 次に掲げる要件を満たす評議会（第七十条の十三第二項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、

診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成するものであること。

ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。

ハ 前条第二項第三号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

十七 参加法人が次に掲げる事項その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。

イ 予算の決定又は変更

ロ 借入金当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

ハ 重要な資産の処分

二 事業計画の決定又は変更

ホ 定款又は寄附行為の変更

ヘ 合併又は分割

ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散

十八 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の

日から一月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

十九 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の四 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 地域医療連携推進法人（次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第三号において「暴力団員等」という。)

二 第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

第七十条の五 医療連携推進認定を受けた一般社団法人(以下「地域医療連携推進法人」という。)は、その名称中に「地域医療連携推進法人」という文字を用いなければならない。

2 地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

3 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

4 地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に「地域医療連携推進法人」とあると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

5 地域医療連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

第七十条の六 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二節 業務等

第七十条の七 地域医療連携推進法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その医療連携推進区域において病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する参加法人の業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

第七十条の八 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において、第七十条の二第四項に規定する事項を記載した場合に限り、参加法人が開設する病院等及び参加法人が開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所に係る業務について、医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図ることを目的とする業務を行うことができる。

2 地域医療連携推進法人は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。

一 出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。

二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。

三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

3 地域医療連携推進法人が、病院等を開設(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。)し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事(以下この章において「認定都道府県知事」という。)の承認を受けなければならない。

4 地域医療連携推進法人は、前項の確認を受けなければならない。病院の開設の許可の申請、社会福祉法第六十二条第二項の許可(厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。)の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。

5 認定都道府県知事は、第三項の確認をし、又は確認をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の九 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業」とあるのは「医療法昭和二十三年法律第二百五号)第七十条第二項に規定する医療連携推進業務(以下この条において「医療連携推進業務」という。)」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一号中「公益認定」とあるのは「医療法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定(以下この条において「医療連携推進認定」という。)」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進認定」と、同条第二号及び第三号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第四号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「収益事業等」とあるのは「医療連携推進業務以外の業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第七号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第八号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替へるものとする。

第七十条の十 第四十一条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条第二項中「医療法人の開設する医療機関の規模等」とあるのは、「第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人が行う第七十条第二項に規定する医療連携推進業務」と読み替へるものとする。

第七十条の十一 参加法人は、その開設する参加病院等及び参加介護施設等に係る業務について、医療連携推進方針に沿つた連携の推進を図られることを示すための標章を当該参加病院等及び参加介護施設等に掲示しなければならない。

第七十条の十二 第四十六条の五の第三項の規定は、地域医療連携推進法人の理事について準用し、第四十六条の五第九項及び第四十六条の五の第三項の規定は、地域医療連携推進法人の監事について準用する。

2 地域医療連携推進法人の監事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条の規定の適用については、同条中「理事」を「監事」と読み替へるものとする。

2 地域医療連携推進認定を受けた者は、認定都道府県知事(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。)、社員総会又は理事会」とする。

第七十条の十三 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号ハの評価の結果を公表しなければならない。

2 地域医療連携推進法人は、第七十条の三第一項第十六号ハの地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。

第七十条の十四 前章第四節(第五十条、第五十条の二、第五十一条の二第五項及び第五十一条の四第一項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第五十一条第一項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書、第七十条第二項第三号の支援及び第七十条の八第二項の出資の状況に関する報告書」と、同条第二項中「医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)」とあり、同条第五項中「第二項の医療法人」とあり、及び第五十一条の三「中」(「医療法人(その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同条中「前条第三項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)」とあるのは「前条第三項」と、第五十一条の四第二項中「社会医療法人及び第五十一条第二項の医療法人(社会医療法人を除く。)」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、「書類(第二号に掲げる書類にあつては、第五十一条第二項の医療法人に限る。)」とあるのは「書類」と、同項第一号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第四十六条の八第三号の監査報告書及び定款」と、同条第三項中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、第五十二条第一項第二号中「監事の監査報告書」とあるのは「第四十六条の八第三号の監査報告書」と、同項第三号中「第五十一条第二項の医療法人にあつては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。

第七十条の十五 前章第七節(第五十五条第一項(第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び

第三項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この節において同じ。)」と、同条第七項及び第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、同項中「若しくは第五号又は第三項第一号」とあるのは「又は第五号」と、第五十六條第一項及び第五十六條の三「中」(合併及び破産手続開始」とあるのは「破産手続開始」と、第五十六條の六及び第五十六條の十一「中」(「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第五十六條の十二第一項中「清算」とあるのは「清算(第七十条の十五において読み替えて準用するこの節(第五十五条第一項(第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第三項を除く。)」の規定による解散及び清算に係る部分に限る。)」と、同条第三項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十条の十六 地域医療連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第四十九條第二項(第六号に係る部分(同法第四十八條第三号の社員総会に係る部分に限る。))に限る。)、第六十七條第一項及び第三項並びに第五章の規定は、適用しない。

第三節 監督

第七十条の十七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項並びに第七十条の三第一項第六号、第七号、第十二号及び第十六号から第十九号までに規定する定款の定めは、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 資産及び会計に関する規定
二 役員に関する規定
三 理事会に関する規定
四 解散に関する規定
五 定款の変更に関する規定
六 開設している病院等(指定管理者として管理する病院等を含む。又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地

第七十条の十八 第五十四条の九(第一項及び第二項を除く。)の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第五項において同じ。)」と、同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第四十五條第一項に規定する事項及び「とあるのは、当該申請に係る地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。))の資産が第七十条の十において読み替えて準用する第四十一條の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第五十四条の九第三項の認可(前条第六号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。)をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の二十 第六條の八第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第六十四條の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第六條の八第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の二十において読み替えて準用する第六十三條第一項」と、第六十三條第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事(第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。)」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、第六十四條中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七十条の二十一 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。

一 第七十条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。

2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消すことができる。

一 第七十条の三第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があつたとき。

に存する医療法人の定款又は寄附行為は、第二号施行日から起算して二年を経過する日(前項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可の申請をした医療法人については、当該申請に対

する処分があつた日)までは、第二号新法第四十四条第二項第七号の規定は、適用しない。

(合併に関する経過措置)

第七号 社団たる医療法人については、第二号新法第六章第八節第一款の規定は、第二号施行日以後に合併について医療法人の総社員の同意があつた場合について適用し、第二号施行日前に合併について医療法人の総社員の同意があつた場合については、なお従前の例による。

2 財団たる医療法人については、第二号新法第六章第八節第一款の規定は、第二号施行日以後に合併について理事の三分の二以上の同意(寄附行為に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続。以下この項において同じ。)があつた場合について適用し、第二号施行日前に合併について理事の三分の二以上の同意があつた場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第八号 第二条の規定による改正後の医療法第五十号の二から第五十二号までの規定は、この法律の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この法律の施行の日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九号 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過

した場合において、この法律による改正後の医療法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十二号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九号の九第二項中「第七十一条の二第二項」を「第七十二条第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十三号 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十号の七の五第六項中「第五十条第一項」を「第五十四条の九第三項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十四号 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「第七十二条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同条第七項中「第七十二条第一項及び第二項、第七十三条並びに第七十四条」を「第八十六条第一項及び第二項、第八十七条並びに第八十九条」に改め、同項の表第七十二号の項中「第七十三号第一項」を「第八十七号第一項」に改め、同表第七十四号第一号の項中「第七十四号第一号」を「第八十九条第一号」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十五号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第十九号中「第七十一条の七から第七十一条の十まで」を「第七十七条から第八十条まで」に、「第七十一条の十二第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十六号 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八号の四第四項中「第七十六条」を「第九十三条」に改め、「毎事業年度」と「の下に」同項第一号中「を、」あり、「の下に」及び「を」を加え、「監事又は」を「監事若しくは」に、「執行役又は」を「執行役若しくは」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十七号 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十四号第一項中「第三十条の四第十五項」を「第三十条の四第十六項」に改める。

第十四号の二中「第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の六第一項ただし書」に改める。

投票者氏名

日程第一 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案 (衆議院提出)

賛成者氏名

二二七名

阿達 雅志君	愛知 治郎君
青木 一彦君	赤池 誠章君
赤石 清美君	有村 治子君
井原 巧君	石井 準一君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石井みどり君	石田 昌宏君
磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君
猪口 邦子君	岩井 茂樹君
岩城 光英君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君

大家 敏志君	大沼みずほ君
大野 泰正君	太田 房江君
岡田 直樹君	岡田 広君
片山さつき君	金子原二郎君
木村 義雄君	岸 宏一君
北川イツセイ君	北村 経夫君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	酒井 庸行君
山東 昭子君	島尻安伊子君
島田 三郎君	島村 大君
末松 信介君	世耕 弘成君
関口 昌一君	伊達 忠一君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
豊田 俊郎君	中泉 松司君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
長峯 誠君	二之湯 智君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	堀立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君

宮本	周司君	森	まさこ君
森屋	宏君	柳本	卓治君
山崎	力君	山下	雄平君
山田	修路君	山田	俊男君
山谷えり子君		山本	一太君
山本	順三君	吉川ゆうみ君	
吉田	博美君	若林	健太君
渡辺	猛之君	渡邊	美樹君
足立	信也君	相原久美子君	
有田	芳生君	石上	俊雄君
石橋	通宏君	磯崎	哲史君
江崎	孝君	江田	五月君
小川	勝也君	小川	敏夫君
尾立	源幸君	大久保	勉君
大島九州男君		大塚	耕平君
大野	元裕君	加藤	敏幸君
風間	直樹君	金子	洋一君
神本美恵子君		北澤	俊美君
郡司	彰君	小西	洋之君
小林	正夫君	小見山幸治君	
斎藤	嘉隆君	櫻井	充君
芝	博一君	榛葉賀津也君	
田城	郁君	田中	直紀君
津田弥太郎君		徳永	エリ君
那谷屋正義君		直嶋	正行君
長浜	博行君	難波	奨二君
西村まさみ君		野田	国義君
羽田雄一郎君		白	眞勲君
浜野	喜史君	林	久美子君
広田	一君	福山	哲郎君
藤末	健三君	藤田	幸久君
藤本	祐司君	前川	清成君
前田	武志君	牧山ひろえ君	
増子	輝彦君	水岡	俊一君
森本	真治君	安井美沙子君	
柳澤	光美君	柳田	稔君
吉川	沙織君	蓮	紡君

[illegible]

反對者氏名

○名

日程第二 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名 一五〇名

一五〇名

阿達	雅志君	青木	一彦君	赤石	清美君	井原	巧君	石井	浩郎君	石井	みどり君	磯崎	仁彦君	猪口	邦子君	岩城	光英君	上野	通子君	衛藤	晟一君	大家	敏志君	大野	泰正君	岡田	直樹君	片山	さつき君	木村	義雄君	北川	イツセイ君	熊谷	大君	小坂	憲次君	上月	良祐君	佐藤	正久君	山東	昭子君	島田	三郎君	末松	信介君	関口	昌一君	高階	恵美子君	高橋	克法君	滝波	宏文君	柘植	芳文君	鶴保	庸介君	豊田	俊郎君	中川	雅治君	中西	祐介君	長峯	誠君
愛知	治郎君	赤池	誠章君	有村	治子君	石井	準一君	石井	正弘君	石田	昌宏君	磯崎	陽輔君	岩井	茂樹君	宇都	隆史君	江島	潔君	尾辻	秀久君	大沼	みずほ君	太田	房江君	岡田	広君	金子	原二郎君	岸	宏一君	北村	経夫君	小泉	昭男君	古賀	友一郎君	佐藤	信秋君	酒井	庸行君	島尻	安伊子君	島村	大君	世耕	弘成君	伊達	忠一君	高野	光二郎君	滝沢	求君	武見	敬三君	塚田	一郎君	堂故	茂君	中泉	松司君	中曾	根弘文君	中原	八一君	二之湯	智君

二之湯武史君	野上浩太郎君	羽生田 俊君	馬場 成志君	林 芳正君	藤井 基之君	古川 俊治君	堀内 恒夫君	牧野たかお君	松村 祥史君	丸川 珠代君	三木 亨君	三宅 伸吾君	溝手 顕正君	宮本 周司君	森屋 宏君	山崎 力君	山田 修路君	山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	渡辺 猛之君	秋野 公造君	石川 博崇君	河野 義博君	杉 久武君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 信一君	井上 義行君	田中 茂君	山口 和之君	山口 克彦君	中山 恭子君
西田 昌司君	野村 哲郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	堀井 巖君	舞立 昇治君	松下 新平君	松山 政司君	丸山 和也君	三原じゅん子君	水落 敏榮君	宮沢 洋一君	森 まさこ君	柳本 卓治君	山下 雄平君	山田 俊男君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	若林 健太君	渡邊 美樹君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	長沢 広明君	西田 実仁君	平木 大作君	山口那津男君	山本 博司君	若松 謙維君	行田 邦子君	松田 公太君	山田 太郎君	中野 正志君	浜田 和幸君

和田 政宗君
薬師寺みちよ君
荒井 広幸君
松沢 成文君
中西 健治君
渡辺美知太郎君
平野 達男君
脇 雅史君

反対者氏名

八七名

足立 信也君
有田 芳生君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大島九州男君
大野 元裕君
風間 直樹君
神本美恵子君
郡司 彰君
小林 正夫君
斎藤 嘉隆君
芝 博一君
田城 郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜 博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
広田 一君
藤末 健三君
藤本 祐司君
前田 武志君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳澤 光美君
吉川 沙織君
東 徹君
片山虎之助君
相原久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
江田 五月君
小川 敏夫君
大久保 勉君
大塚 耕平君
加藤 敏幸君
金子 洋一君
北澤 俊美君
小西 洋之君
小見山幸治君
櫻井 充君
榛葉賀津也君
田中 直紀君
徳永 エリ君
直嶋 正行君
難波 奨二君
野田 国義君
白 眞勲君
林 久美子君
福山 哲郎君
藤田 幸久君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水岡 俊一君
安井美沙子君
柳田 稔君
蓮 舩君
小野 次郎君
川田 龍平君

明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年九月一日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊法の第五十七条は、上官の命令に服従する義務として、「隊員は、その職務の遂行に当つては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定めている。また、上官の命令に服従しない者に對しては、同法第百十九条や第百二十二条による罰則が定められている。
一方、前書きにおいて防衛省で実際の業務を担当する官僚が執筆したと紹介している「日本の防衛法制」(内外出版、二〇一二年)では、自衛隊法第五十七条に關し、「命令に明白かつ重大な違法があると認められる場合には当該命令は無効であり、それに服従する義務はない」と記述されている。

儀間 光男君
柴田 巧君
藤巻 健史君
室井 邦彦君
市田 忠義君
倉林 明子君
田村 智子君
辰巳孝太郎君
山下 芳生君
又市 征治君
主演 了君
山本 太郎君
興石 東君
清水 貴之君
寺田 典城君
真山 勇一君
井上 哲士君
紙 智子君
小池 晃君
大門実紀史君
仁比 聡平君
福島みずほ君
吉田 忠智君
谷 亮子君
糸数 慶子君

この記述は、本条に關する政府見解と同じということによいか。同じならば、今後も本解釈が明確に維持されるのかを明らかにされたい。また、異なっているのならば、「明白かつ重大な違法がある」上官の命令に對する自衛隊員の服従義務について具体的な政府見解を示した上で、今後も当該見解が維持されるかを明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出明白かつ重大な違法がある上官の命令と自衛隊員の服従義務に関する質問に對する答弁書
特定の書籍における個別の記述について、政府として答弁することは差し控えるが、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十七条に規定する上官の職務上の命令については、重大かつ明白な瑕疵がある場合、すなわち、当該上官の職務上の命令が無効である場合を除き、自衛隊員はこれに従わなければならないものと考える。

積極的平和主義の定義と英訳に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年九月一日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

積極的平和主義の定義と英訳に關する質問主意書
安倍内閣総理大臣は、本年八月十四日の終戦七十周年の談話(以下「本談話」という。)において、「私たちは、国際秩序への挑戦者となつてしまつた過去を、この胸に刻み続けます。だからこそ、我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。」と述べた。

本談話について以下の点を質問する。
一 「積極的平和」とは、本年八月に來日したノルウェーの平和学者、ヨハン・ガルトウング博士が一九五八年に「ポジティブ・ピース Positive Peace」として提案したものであり、貧困、抑圧、差別などの「構造的暴力」がない状態を示すものである。安倍内閣総理大臣が言及する抑止による戦争がない平和は、ガルトウング博士が提案する「積極的平和」とは違ふと考えるが、政府の見解如何。
二 政府は、本談話において「積極的平和主義を「プロアクティブ・コントリビューション・ツー・ピース Proactive Contribution to Peace」と英訳しており、直訳すると「平和への先を見越した貢献」となる。これは、ガルトウング博士の「ポジティブ・ピース Positive Peace」と、安倍内閣総理大臣が言う「積極的平和」とは違ふことを意識しているのか。
右質問する。

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出積極的平和主義の定義と英訳に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出積極的平和主義の定義と英訳に関する質問に対する答弁書一及び二について

御指摘の談話における「積極的平和主義」は、国家安全保障戦略(平成二十五年十二月十七日閣議決定)において、我が国の国家安全保障の基本理念として掲げられているものであり、同戦略においては、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」としているところである。「積極的平和主義」の下での具体的な取組としては、国際社会における人権擁護の潮流の拡大への貢献や、貧困削減、国際保健、教育、水等の分野における取組の強化などが含まれており、御指摘の「積極的平和」の考え方と重なる部分も多いと考えている。

学校における平和教育のより一層の充実に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月四日

参議院議長 山崎 正昭殿
藤末 健三

学校における平和教育のより一層の充実に関する質問主意書

安倍内閣総理大臣は、本年八月十四日の終戦七十周年の談話(以下「本談話」という。)において、「終戦七十周年を迎えるにあたり、先の大戦への道のり、戦後の歩み、二十世紀という時代を、私たちは、心静かに振り返り、その歴史の教訓の中から、未来への知恵を学ばなければならないと考えます」と述べた。その上で、「私たち日本人は、世

代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければならない。謙虚な気持ちで、過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任があります。私たちの親、そのまた親の世代が、戦後の焼け野原、貧しさのどん底の中で、命をつなぐことができた。そして、現在の私たちの世代、さらに次の世代へと、未来をつないでいくことができる。それは、先人たちのたゆまぬ努力と共に、敵として熾烈に戦った、米国、豪州、欧州諸国をはじめ、本当にたくさんの国々から、恩恵を越えて、善意と支援の手が差しのべられたおかげであります。そのことを、私たちは、未来へと語り継いでいかなければならない」と等としている。

本談話を単なる一般論にとどめることなく、具体的に実践する必要があるとの観点から、政府に対し以下質問する。

一 本談話で述べた「過去を受け継ぎ、未来へと引き渡す責任」や、「未来へと語り継いでいかなければならない」ことを実現するためには、学校において戦争の悲惨さや復興への努力を伝える平和教育のより一層の充実に必要と考えるが、平和教育の現状及び本談話を受け今後平和教育の充実にどのように取り組むのかについて、政府の見解を示されたい。

二 日本各地にある戦争や平和に関する資料や施設は、散逸や老朽化の危機にあると言われているが、政府は現状をどのように把握しているのか。また、本談話の趣旨を踏まえ、これら施設等の充実を図るべきだと考えるが、今後の具体的な取組について政府の見解を示されたい。

三 修学旅行等の際、被爆者や沖縄戦等の戦争体験者から直接話を聞き、現地を見学する取組が行われているが、高齢化による語り部の確保の困難さが年々増している。戦争の記憶を風化させないため、証言の聞き取り、保存などを進めるとともに、戦争体験を語り継ぐ次世代の「語り部」を育てていく必要があると考えるが、政府の見

解を示されたい。また、国としてどのような支援を行うのか併せて示されたい。
右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出学校における平和教育のより一層の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出学校における平和教育のより一層の充実に関する質問に対する答弁書

一について

小学校、中学校及び高等学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われており、例えば、中学校の社会科においては、中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)に基づき、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させること」、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせること」、「戦争を防止し、世界平和を確立するため熱意と協力の態度を育てること」などについて指導することとしている。今後とも、各学校において、学習指導要領に基づき、平和に関する教育が着実に実施されるよう、都道府県教育委員会等を通じて指導してまいりたい。

二について

御指摘の「日本各地にある戦争や平和に関する資料や施設」は多岐にわたると考えられることから、お尋ねの「現状」及び当該施設等の充実に向けた「今後の具体的な取組」について一概にお答えすることは困難である。

三について

政府としては、戦没者遺族等の関係者が高齢

化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代に継承するため、御指摘のような取組を進めていくことは重要と考えており、戦傷病者等に関する証言映像の作成の迅速化や若年世代の語り部の育成について検討しているところである。

駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿
牧山ひろえ

駐留軍労働者の高齢者雇用確保に関する質問主意書

駐留軍労働者については、法的な雇用主は防衛大臣とされているが、指揮監督権は米軍側にあるため使用者が米軍となっているという特殊性がある。その特殊性のため、駐留軍労働者は、国の安全保障に関わる重要な公務に携わりながら、公務員ではないとされ、一方では、他の民間労働者であれば必ず適用される労働者保護や権利を保障する国内法令からも漏れているという構造的な問題が存在する。私は、政府として、この構造的な問題を解決していかねばならないと考える。その認識を前提に、以下質問する。

一 国と駐留軍等労働者との間の雇用関係については、日米地位協定に基づき、原則として日本の労働関係法令が適用されるものと理解しているが、駐留軍等労働者においても、高齢者等の雇用の安定化等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)(以下「高齢者雇用安定法」という。)に基づく雇用確保措置が図られているのか、明らかにされたい。

平成二十七年九月十六日 参議院會議録第四十一号 質問主意書及び答弁書

二六

二 高年齢者雇用安定法は平成二十四年の改正により、継続雇用制度の対象者を労使協定に定める基準により限定できる仕組みが廃止されたが、廃止に当たっては、老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢の関係から平成三十七年三月三十一日までの経過措置が設けられている。駐留軍等労働者についても、こうした経過措置期間中の労使協定に定める基準により継続雇用されない事例があるのか、また、経過措置期間終了後には希望者全員が限定されることなくその継続雇用が図られることになると理解してよいのか。

三 有期契約労働による継続雇用制度を導入した場合において、六十五歳前に雇止めする際には、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号)に基づき、労働者の求めに応じ使用者は雇止めの理由を明示する必要があると理解しているが、継続雇用されない駐留軍等労働者においても雇止めの理由が明示されるべきものと理解してよいのか。

四 駐留軍等労働者の雇用は不安定であることから、離職を余儀なくされた者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく援護措置が行われている。一方、高年齢者雇用安定法においては、継続雇用制度に係る労使協定に定める基準に該当しないなどの理由により離職する場合に、希望者に対し事業主は再就職の援助措置を講ずるよう努めなければならないとされている。継続雇用されない高年齢の駐留軍等労働者で再就職を希望する者に対して、どのような援助を行っているのか。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出駐留軍労働者の高年齢者雇用確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出駐留軍労働者の高年齢者雇用確保に関する質問に対する答弁書

一 駐留軍等労働者の雇用条件等については、駐留軍等労働者の勤務条件等を定めた基本労務契約、船員契約及び諸機関労務協約(以下「労務提供契約」と総称する。)の内容を踏まえたものとなっており、現在、六十歳の定年に達した駐留軍等労働者を、一年を超えない期間、継続雇用することができ、さらに、六十五歳を限度としてこれを更新することができるものとしている。

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)においては、高年齢者雇用確保措置のいずれかが講じられなければならないなどとされているが、駐留軍等労働者の雇用条件には同法の定めと合致しない点も一部存在するため、現在、当該条件を同法に沿ったものとするため、まず労務提供契約の改正について、アメリカ合衆国政府との協議を行っているところである。

三 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十八号)の平成二十五年四月一日の施行後、御指摘の「労使協定に定める基準」により継続雇用が認められなかった事例は、四十九件あった。

また、同法で規定されている経過措置期間が終了した後は、高年齢者雇用確保措置のいずれかが講じられなければならないことから、現在、駐留軍等労働者の雇用条件を高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に沿ったものとする

ため、まず労務提供契約の改正について、アメリカ合衆国政府との協議を行っているところである。

三 高年齢者雇用確保措置の適用を受ける駐留軍等労働者についても、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号)は適用されることから、当該基準に規定する要件を満たす場合には、御指摘の「雇止めの理由」が証明書の交付により明示されるべきであり、現在、駐留軍等労働者の雇用条件をこの趣旨に沿ったものとするため、まず労務提供契約の改正について、アメリカ合衆国政府との協議を行っているところである。

四 御指摘の「継続雇用制度に係る労使協定に定める基準」に該当しなかったこと等により離職する駐留軍等労働者であつて再就職を希望する者に対する支援については、防衛省において、米軍施設内の求人情報の提供を行っているところである。

また、厚生労働省において、主要な公共職業安定所に「高年齢者総合相談窓口」を設け、駐留軍等労働者であつた者を含め、再就職を希望する高年齢者に対してきめ細かな職業指導、職業紹介等を行っているところである。

相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

牧山ひろえ
参議院議長 山崎 正昭殿

相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問主意書

現在審議中の集团的自衛権の行使容認等を始めとする新しい安全保障法制の成立により、自衛隊が米軍とともに海外で活動する機会が増えれば、我が国は安全になるのではなく、むしろ国内の米軍基地等に対するテロ攻撃等の可能性が高まるとの指摘もなされている。沖縄県や神奈川県には、多くの米軍基地が存在しており、このようなテロ攻撃等による住民への被害が発生するおそれを見越することはできない。

本年八月二十四日に発生した相模総合補給廠の爆発火災(以下「本件火災」という。)についても、仮に爆発物や化学物質等が保管してある倉庫であれば、住民への深刻な被害がもたらされることにもなる。また、それらに対するテロ攻撃があれば、更に被害が広がる可能性も想定される。さらに、事故当時倉庫の保管物が不明だったため、日本側による放水活動ができなかったという実態がある。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 本件火災の原因、何が保管されていて何が爆発したのか、米軍当局は倉庫に何が保管されているのか把握していたのか等について、事実関係を明らかにされたい。

二 本件火災の原因はいまだ明らかになっていない。これは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)がこうした事故等の際に日本の当局の立入調査を認めていないことも一因であると考ええる。米軍基地内における事故や火災であつても周辺住民に深刻な被害がもたらされる可能性があることはいうまでもない。こうした被害を防止するためにも日米地位協定を抜本的に改正して日本の当局が初動から関与して事故調査にも参加す

ることができるようになるべきと考え、政府の見解如何。

三 現在、米国との間で「日米地位協定の環境補足協定（以下「環境補足協定」という。）の締結に向けて協議が行われていると承知している。環境補足協定には「現に発生した環境事故（漏出）後の立入り」についての手続の作成も含まれるとされており、一定の評価はできる。他方、立入り対象は環境事故（漏出）のみに限られており、また、立入り自体が確約されるものでもない。環境補足協定の交渉は、昨年十月の第九回会合以降開かれていないことから、今回の会合において、火災や災害等による事故も対象とし、立入り自体を関係地方自治体等に認めるなどの規定が盛り込まれるよう努力すべきであり、その上で、早期の締結、国会承認を求めべきと考え、政府の見解を明らかにされた。

四 本件火災の際に爆発した倉庫について、防衛省地方協力局は「米側の要請を受けて日米間で協議し、建物を提供した」と説明し、日本政府が整備したことを明らかにした。焼失した倉庫の建替費用について米側から負担要請があった場合、どのような方針で協議に臨むのか、そして本件火災の爆発原因については費用負担の検討要素となるのか、それぞれについて政府の見解を明らかにされた。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員牧山ひろえ君提出相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十七年九月十六日 参議院会議録第四十一号 質問主意書及び答弁書

参議院議員牧山ひろえ君提出相模総合補給廠の爆発火災と日米地位協定に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十七年八月二十四日に相模総合補給廠において発生した火災（以下「本件火災」という。）については、同月二十五日、米側から南関東防衛局に対し、焼損した倉庫には酸素の入ったボンベ及び消火器が保管されていたとの連絡があったが、いずれにせよ、現在、米側において本件火災の原因の究明に向けた調査が進められていると承知しており、お尋ねについて確たることを申し上げることは困難である。

二について

お尋ねの「事故調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件火災において、相模原市消防局は、発生直後に在日米軍からの要請を受けて出動し、在日米軍施設・区域内に入った上で消防活動を行い、また、米側からの本件火災の原因究明に係る協力依頼を受けて、職員を派遣したと承知している。

いずれにせよ、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十三年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）については、手当てすべき事項の性格に応じ、日米地位協定第二十五条に基づいて設置された日米合同委員会を通じて取組などにより、不断の改善を図っており、引き続き、一つ一つの問題を解決すべく最大限努力していく考えである。

三について

お尋ねについては、現に発生した環境事故（漏出）後の立入りや文化財調査を含む土地の返還に関連する現地調査のための立入りを日本の当局が行うための手続を作成し、維持する旨の

規定を盛り込むことなどを内容とする日米地位協定の環境補足協定の署名に向けた交渉をしているところであり、政府としては、可能な限り早期の署名に向けて引き続き作業していく考えであるが、その詳細についてお答えすることは差し控えたい。

は、国際慣習法上認めることができる」との答弁を行っている。

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

この答弁を踏まえ、以下質問する。

米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問主意書

私が平成二十七年八月二十日に提出した「米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問主意書」（第百八十九回国会質問第二五〇号）において、G7各国、中国、ロシア等主要国の法制及び運用状況や米軍等の部隊の武器等防護の国際法上の根拠となる条約、判例等について質問したのに対し、政府は、答弁書（内閣参賛一八九第二五〇号。以下「前回答弁書」という。）において「主要国政府との間で様々なやり取りを行っているが、それらは公表を前提として行ったものではなく、具体的な内容については、相手国との関係もありお答えすることは差し控えたい」として主要国の法制及び運用状況を明らかにしない一方で、米軍等の部隊の武器等防護の国際法上の根拠については、「国家実行等を踏まえており、他国の部隊に対する武力攻撃に至らない侵害を現場において排除すること

二 前回答弁書で明らかにされなかったG7各国、中国、ロシア等主要国の法制及び運用の状況について、相手国との関係で問題が生じない範囲で明らかにされたい。国の数を挙げるだけであれば、相手国との関係で問題が生じないはずであり、少なくとも、政府の調査において、平時に他国軍隊の武器等防護を認めている国が何か国あったのかを明らかにされたい。

三 諸外国の軍隊において、武力攻撃に至らない侵害から第三国の軍隊を防護したという実際の例はあるのか。政府の把握している事例について、相手国との関係で問題が生じない範囲で明らかにされたい。件数を示すだけであれば、相手国との関係で問題は生じないはずであり、少なくとも、政府の把握している件数を示されたい。

四 平成二十六年六月十日の参議院外交防衛委員会において、岸田外務大臣は、「御指摘のユニットセルフディフェンスですが、これは、各国の交戦規定、ROEで採用されている概念であり、部隊に対する外部からの侵害に対し、部隊の防衛のために必要な措置をとることを指すと承知しておりますが、こうしたユニットセルフディフェンスは、侵害が行われた

現場で必要な措置をとるといふものであります。と答弁している。岸田外務大臣の答弁したユニットセルフディフェンスという考え方の法的性質を示されたい。また、これは国際慣習法として認められているものなのか。

五 前記四に關し、岸田外務大臣の答弁したユニットセルフディフェンスという考え方と集団的自衛権との關係を示されたい。両者は全く別物なのか、概念として重なる部分があるのかといった点を含め、詳しく示されたい。

六 政府は、平時に自衛隊が米軍等の部隊の武器等を防護できるとする国際法上の根拠をこのユニットセルフディフェンスの概念に求めていると理解してよいのか。異なる場合は、その国際法上の根拠となる概念を明らかにされたい。右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出米軍等の部隊の武器等防護に関する第三回質問に対する答弁書

一について

現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号。以下「新自衛隊法」という。)第九十五条の二の規定の立案に当たり参考とした国家実行等については、先の答弁書(平成二十七年八月十一日内閣参質一八九第二二八号。以下「前々回答弁書」という。)三及び四について及び先の答弁書(平成二十七年八月二十八日内閣参質一八九第二二五〇

号。以下「前回答弁書」という。)二から四までについてで答弁したとおりである。

二及び三について
前回答弁書一についてで答弁したとおりである。

四から六までについて

御指摘の平成二十六年六月十日の参議院外交防衛委員会における岸田文雄外務大臣の答弁における「ユニットセルフディフェンス」は、必ずしも国際法上の概念として確立しているわけではなく、部隊に対する外部からの侵害に対し、侵害が行われた現場で、部隊の防衛のために必要な措置をとることを指すものと承知している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。

また、新自衛隊法第九十五条の二の規定による武器の使用が国際法上認められるものと考えている根拠については、前々回答弁書三及び四についてで答弁したとおりである。

安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に関する質問主意書
平成二十七年五月二十六日の衆議院本会議において、稲田朋美衆議院議員の、海外派兵は許され

ないとする従来の政府見解は維持されるのかに關する質疑に対して、安倍内閣総理大臣は、「機雷掃海については、その実態は、水中の危険物から民間船舶を防護し、その安全な航行を確保することを目的とするものです。その性質上も、あくまでも受動的かつ限定的な行為です。このため、外国の領域で行うものであつても、必要最小限度のものとして、新三要件を満たすことはあり得るものと考えています。」と答弁している。

また、同本会議において、佐藤茂樹衆議院議員の、平和安全法制の整備と専守防衛の關係に關する質疑に対して、安倍内閣総理大臣は、「一般の法整備によつて、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略である専守防衛について、その定義として我が国防衛の基本方針であることに、いささかの変更はありません。」と答弁している。

さらに、同月二十九日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に關する特別委員会において、濱地雅一委員の、米軍等の部隊の武器等防護の趣旨に關する質疑に対して、中谷防衛大臣は、「これは、現行の九十五条の規定を踏まえて新設いたしました。すなわち、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等は、我が国の防衛に資する活動に現に用いられているものである以上、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当すると評価することができると考えられることから、これらの防護をするため、現行の自衛隊法第九十五条による武器の使用と同様の、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めたものでござい

ます。」と答弁している。

さらに遡ると、平成二十六年六月十九日の参議院外交防衛委員会において、井上哲士委員の、ホルムズ海峡の機雷掃海の問題に關連した憲法上の武力行使の区分の有無に關する質疑に対して、横畠内閣法制局長官は、「憲法第九条の下でいかなる武力の行使が許されるかという議論としてなさ

れるべき事柄かもしれませんが、その受動的、限定的ということによって具体的に何を指し示すのか、それいかによるものであろうかと思ひますが、武力の行使そのものに法的な区分があるかどうかという点は別論であらうかと思ひます。」と答弁している。

これらの答弁について、以下質問する。
一 右の答弁においては、「受動的」及び「限定的」が多用されているが、それらの定義を明確にされたい。

二 答弁における「受動的」及び「限定的」の二つの用語の定義が明確にならなければ、自衛隊の専守防衛、米軍等の部隊の武器等の防護、外国領海における機雷掃海に關して歯止めが効かなくなると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 専守防衛の説明における「受動的」、米軍等の部隊の武器等の防護に關する「受動的」及び「限定的」並びに機雷掃海に關する「受動的」及び「限定的」の定義は同じか。違ふとする場合、それぞれの違いを明確にされたい。右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の審議における「受動的」及び「限定的」の定義に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案の審議に關する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「専守防衛」については、相手方から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小

限のものに限るという意味において、受動的な防衛戦略の姿勢であると説明している。

また、お尋ねの「米軍等の部隊の武器等の防護」については、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第九十五条の武器等の防護のためは、職務上武器等の警備に当たる自衛官に限られていないこと、武器等の退避によつてもその防護が不可能である場合等、他に手段のないやむを得ない場合でなければ武器を使用できないこと、武器の使用は、いわゆる警察比例の原則に基づき、事態に応じて合理的に必要と判断される限度に限られていること、防護対象の武器等が破壊された場合や、相手方が襲撃を中止し、又は逃走した場合には、武器の使用ができなくなること及び正当防衛又は緊急避難の要件を満たす場合でなければ人に危害を与えてはならないことを武器の使用の要件としており、その意味において、極めて受動的かつ限定的なものであると説明している。

さらに、お尋ねの「外国領海における機雷掃海」については、相手方によつて既に敷設された機雷の除去にとどまる行為であり、また、民間船舶等の安全な航行の確保という限られた目的の下に行われるという意味において、受動的かつ限定的であると説明している。

このように、お尋ねの「受動的」及び「限定的」の意味は、それぞれ明確であると考へてゐる。

存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問主意書

平成二十七年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会(以下「平和と安全法制特別委員会」という。)において、安倍内閣総理大臣は、「集団的自衛権の行使から(中略)集団安全保障措置に変わったとしても、それが三要件であり続けられ、当然、機雷掃海は行い続け得るということであります。これは、例えば、個別的自衛権を發動している中において、安保理の決議があつて、それが集団安全保障措置に変わったとしても、個別的自衛権の行使をやめるわけではないのとこれは同じ理屈というふうに御理解をいただければと思います。」と答弁している。また、同年八月二十七日の参議院外交防衛委員会において、中谷防衛大臣は「我が国が武力の行使を行い得るのはあくまでも憲法上は新三要件を満たす場合に限られますが、存立危機事態において我が国が武力の行使を行うこととなつた場合に、その国際法上の根拠が集団的自衛権の行使となるのか、あるいは武力の行使を容認する国連安保理決議になるのかにつきましては、個別具体的な状況に即して判断される」と答弁している。これらの点に関連して、以下質問する。

一 前述の安倍内閣総理大臣の答弁のように、我が国が個別的自衛権又は集団的自衛権を行使している段階で、国連安保理決議に基づき集団安全保障措置が發動された場合、その後の我が国の武力行使は、国際法上はどのように評価されるのか。仮に個別的自衛権又は集団的自衛権と集団安全保障措置が併存し得る場合、どのような基準で、どちらの法的根拠が適用されることとなるのか。国連憲章第五十一条が「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と規定していることとの関係も含めて示されたい。

二 武力行使の新三要件を満たす場合、前述の安倍内閣総理大臣の答弁のように集団的自衛権から集団安全保障措置に切り替わる場合のみならず、国際法上の根拠が当初から集団安全保障措置の場合であつても、我が国が武力行使を行うことは可能か。また、その際、攻撃を受けた国からの要請又は同意は必要としないのか。

三 平成二十六年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」においては、「憲法上許可される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。」と記述されており、集団安全保障措置についての言及はない。それにもかかわらず、前述の中谷防衛大臣の答弁のように、「その国際法上の根拠が集団的自衛権の行使となるのか、あるいは武力の行使を容認する国連安保理決議になるのかにつきましては、個別具体的な状況に即して判断される」となげ言えるのか。

四 平成二十七年七月十日の衆議院平和と安全法制特別委員会において、岸田外務大臣は、「湾岸戦争のときの事態を振り返りまして、実質的な停戦が行われてから正式な停戦が行われるまで、この間に、フランス、ドイツ、イタリア、こういった国々が機雷の掃海を行つておりますが、これらの国は全て、安保理決議六七八を援用して、武力行使を含めて全ての行為が許される、こうした安保理決議を援用することによつて武力の行使と認定された場合にも備えて機雷を掃海したというのが実態であります。」と答弁している。すなわち、これらの国は集団安全保障措置として機雷の掃海を行つてゐる。政府が集団的自衛権行使の事例として挙げているホルムズ海峡の機雷掃海について、実際に活動しようとする場合、過去の例を踏まえれば、国際法上の根拠は集団安全保障措置となる可能性の方が高いのではないか。集団的自衛権の行使の事例として説明を続けているのは、国民に誤解を与えるものではないのか。

右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出存立危機事態と集団安全保障との関係に関する質問に対する答弁書

一 から四までについて
我が国による「武力の行使」が憲法を始めとする我が国の法令に従い、かつ、国際法を遵守して行われることは当然であるが、その「武力の行使」が許される憲法上の根拠と国際法上の根拠とは別として理解する必要がある。

憲法上、我が国が「武力の行使」を行い得るのは、あくまでも「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で示した「武力の行使」の三要件を満たす場合に限り、その国際法上の根拠としては、個別的自衛権若しくは集団的自衛権の行使又は国際連合安全保障理事会決議(以下「国連安保理決議」という。)に基づきいわれる集団安全保障の措置がある。国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号。以下「憲章」という。)第五十一条は、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しているが、国連安保理決議に基づきいわれる

集団安全保障の措置が採られた場合において、それ以後国際連合加盟国が個別的自衛権又は集団的自衛権を行使し得なくなるかについては、それぞれの場合の具体的状況によるものであり、憲章の解釈上必ず行使し得なくなるというものではないと考えている。したがって、お尋ねの「国連安全保障決議に基づき集団安全保障措置が発動された場合」においても、我が国が「武力の行使」を行う場合の国際法上の根拠が個別的自衛権若しくは集団的自衛権の行使又は国連安全保障決議に基づくいわゆる集団安全保障の措置のいずれになるのかは、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

存立危機事態において我が国が「武力の行使」を行う場合に、その国際法上の根拠は、まずは集団的自衛権の行使となる場合が通常であると考えられるが、国連安全保障決議に基づくいわゆる集団安全保障の措置になることもあり得るところであり、その場合には、国際法上、武力攻撃を受けた国の要請又は同意は必要ない。

安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書

日本国憲法は、前文において「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」と表されているように、国民主権の原理に立

脚している。国民主権の原理は、国民の憲法制定権力に由来するが、近代立憲主義憲法に基づく制度としては、国民の憲法制定権力は、国民の憲法改正権に転化する。

したがって、日本国憲法は、憲法改正について、第九十六条第一項において「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と定めているが、これはまさに国民主権原理を具現化した規定であると言える。

したがって、本来、憲法の改正によつて行うべき憲法の実質的な変更を、閣議決定や法律の制定・改正によつて行おうとすることは、憲法第九十六条を潜脱するものであるとともに、国民主権を脅かす重大な憲法違反であつて、許されるものではない。

政府が今国会に提出した、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案は、法律の制定・改正によつて憲法前文と憲法第九条の内容を実質的に変更しようとするものであり、憲法第九十六条に違反し、国民主権を侵すものであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年九月十五日

参議院議長 山崎 正昭殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問に対する答弁書

現在国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案は憲法に適合するものであり、「法律の制定・改正によつて憲法前文と憲法第九条の内容を実質的に変更しようとするものであり、憲法第九十六条に違反し、国民主権を侵すものである」との御指摘は当たらない。

安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書

日本国憲法は、前文において「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と全世界の国民が平和的生存権を有することを確認するとともに、第九条第一項において「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とし、戦争と武力による威嚇又は武力の行使を禁止するとともに、第九条第二項において「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しな

い。国の交戦権は、これを認めない。」とし、戦力の不保持、交戦権の否認を定めることで、徹底した恒久平和主義を基本原則としている。

日本国憲法の恒久平和主義の下で、今まで、政府は、昭和四十七年の「自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されない」旨の政府見解などにおいて、①憲法も我が国が独立国として当然に保有する自衛権を否定するものではなく、我が国に対して武力攻撃が加えられた場合にこれを排除するため、必要最小限度の実力を行使することまでは禁じられていないとする

とともに、②集団的自衛権の行使や海外での武力の行使は、その限度を超えるものとして許されない」と解釈してきた。政府が今国会に提出した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案は、これまでの日本国憲法の平和主義を逸脱したものと考えられる。

これらを踏まえ、以下質問する。

① 我が国に対する武力攻撃に対処するための個別的自衛権行使に限定した武力行使の容認と個別的自衛権行使以外の場面での武力行使の禁止(海外での武力行使を禁止し、武器使用に限定)を原則としていたものを、集団的自衛権の行使を認め、海外での武力行使を可能とすること。

② 他国の武力行使との一体化を禁止し、また、他国の軍隊への支援活動は活動期間中に戦闘に巻き込まれない非戦闘地域における食料や医薬品などの提供など武力行使との一体化にならない範囲に限定していたものを、

「現在戦闘が行われていない地域」であれば法文上どこでも活動できるようにし、また、支援内容も弾薬の提供や戦闘に参加する航空機への給油なども可能とすること。

③ 海外での活動の種類・範囲を後方支援・人道復興支援等に限定していたものを、戦闘現場に近い警護活動や安全確保活動等も可能とすること。

④ 武器使用を自己保存権に基づくものに限定していたものを、任務遂行のための武器使用も可能とすること。

二 前記一の①から④の法改正は、自衛隊員はもとより他国の国民をも殺傷する可能性があり、全世界の国民の平和的生存権を保障する憲法前文にも違反するものではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法の基本原則の一つである平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がある立場に立つことを宣明したものであり、憲法第九条がその理念を具体化した規定であると解している。

その上で、我が国は、戦後一貫して、平和国家として歩み、憲法の基本原則の一つである平和主義の理念の下で、我が国及び国際社会の平和及び安全のために最善を尽くしてきており、現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案において我が国が実施することとなる活動も、我が国及び国際社会の平和及び安全のために実施するものであるため、「日本国憲法の平和主義を逸脱したもの」との御指摘及び「自衛隊員はもとより他国の国民をも殺傷する可能性があり、全世界の国民の平和的生存権を保障する憲法前文にも違反するもの」との御指摘は、いずれも当たらない。

安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月七日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書

日本国憲法は、第九十七条において基本的な人の永久・不可侵性を確認するとともに、第九十九条において国務大臣、国会議員等の公務員の憲法

尊重擁護義務を規定している。これは、個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義憲法の考え方に基つき、憲法を運用する任務にある公務員に対して国民の側から憲法尊重擁護義務を定めたものである。

日本国憲法は、前文において「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と述べた上で、第九条第一項において「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定め、同条第二項において「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」として、徹底した恒久平和主義を基本原理としている。そして、政府も、集团的自衛権の行使や海外における武力の行使は許されないとの憲法解釈を長年一貫して積み上げ、恒久平和主義の枠組みを構築してきたところである。

しかしながら、政府が今国会に提出した、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「安全保障関連法案」という。）は、日本の安全保障について定めた重要な憲法規範を、一内閣の判断で実質的に変更しようとするものである。憲法改正手続を経ずに憲法の内容を変更することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によつてなしうることではなく、日本国憲法第九十九条を逸脱するものではないか。政府の見解を明らかにされたい。

さらに、安全保障関連法案は、日本国憲法の恒久平和主義の実質的内容を根本から改変するものであり、憲法によつて国家権力に縛りをかけることにより、平和を守り、それにより国民の自由・

権利を守ろうとする立憲主義に真正面から反するのではないかと、併せて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三 参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障関連法案と公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問に対する答弁書

現在国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案は憲法に適合するものであり、「日本の安全保障について定めた重要な憲法規範を、一内閣の判断で実質的に変更しようとするものである。憲法改正手続を経ずに憲法の内容を変更することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によつてなしうることではなく、日本国憲法第九十九条を逸脱する」との御指摘及び「日本国憲法の恒久平和主義の実質的内容を根本から改変するものであり、憲法によつて国家権力に縛りをかけることにより、平和を守り、それにより国民の自由・権利を守ろうとする立憲主義に真正面から反する」との御指摘は、いずれも当たらない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	二八円